半成26年度 財務定期監査(監査対象:1]財政局(主 指摘の概要	措置内容	措置状況
指摘事項		
(1) 市税の賦課に関する事務		
市県民税の算定を適正に行うべきもの		
ア 医療費控除について		
平成 27 年分確定申告書に記載されている給	総所得金額等を修正する際に,あわ	
与収入のほかに,3件の給与収入があることを	せて医療費控除額を再度算定すべき	
給与支払報告書で確認し,所得金額の算定では	ところ,当初の確定申告書記載のと	措置済
これらの給与収入を合算していたが,医療費控	おりとしていたため,平成 29 年 2 月	
除の算定では,確定申告書に記載されていない	13 日に修正した。	
給与収入分を合算していない事例があった。	今後,総所得金額等を修正し、か	
(東灘市税事務所)	つ総所得金額等が 200 万円以下で ,	
医療費控除においても全ての給与収入による	医療費控除額に修正がされていない	
所得金額により算定するべきである。	者について,リストを出力し確認す	
	る。	
イ 寄附金の税額控除について	確定申告書における付表「寄附金	
寄附先の団体を神戸市は寄附金税額控除の対	の受領証等の記載事項」が,市税条	
象として指定していたが , 兵庫県は指定してい	例及び県税条例において指定を受け	
なかったため、市民税のみ寄附金税額控除の対	た団体以外であれば除外することに	
象とするべきところ,県民税も対象として税額	なっており,本来は税務署に行き寄	
計算していた事例があった。	附金領収書を確認すべきところ,確	
(北市税事務所)	認に行っていなかった。	
寄附金は,市税条例及び県税条例において指	税務署にて転写を行い,領収書を	措置済
定を受けた団体に対するものについて、それぞ	確認し,平成 29 年 1 月 4 日に税額	
れ市民税及び県民税の税額控除の対象となる。	変更の処理済みである。	
寄附先の団体が市,県の各条例で指定されて	端末のイメージ画面のみの確認	
いる団体かどうか確認し,税額控除の金額を算	だったが,今後は寄附先の団体が	
定するべきである。	市・県の条例指定団体であるかどう	
	か課税資料を印刷し複数チェックを	
	行うことで、税務署への確認を徹底	
	する。	

指摘の概要	措置内容	 措置状況
ウ 市県民税の減免について	平成 28 年度から雇用保険減免制	
雇用保険受給者に対する減免対象税額の減	度がなくなり,所得半減減免に統合	
免割合を判定する際,年少扶養親族1人につ	されたが,例外的に雇用保険期間が	
き 33 万円を合計所得から差し引いた金額を ,	延長された者のみを対象に,システ	
前年中の合計所得金額の区分にあてはめるべ	ムではなく手計算で入力した。その	
きところ,差し引かずにあてはめたため減免	際、年少扶養を見落としたために,	
割合を誤っていた事例があった。	減免割合を誤ったものである。	措置済
(兵庫市税事務所)	年少扶養分を差し引いて減免対象	
年少扶養親族分を差し引いてあてはめるべ	税額の減免割合を見直し平成 28 年	
きである。	11 月 11 日処理で修正済みである。	
	今後は,雇用保険減免制度はなく	
	なり統合された所得半減減免制度で	
	は,年少扶養も含めて,システムで	
	自動的に減免を行う。	
固定資産税の算定を適正に行うべきもの	地方税法 417 条に規定する重大な	措置方針
固定資産の税額は,固定資産評価基準(以下,	錯誤に該当しないため、平成 30 基	
「評価基準」という)に基づいて算定されるが,	準年度の評価替えにおいて修正を行	
次のような事例があった。	う。	
適正な事務処理を行うべきである。		
ア 正面路線の適用について		
評価基準では,最も高い路線価(正面路線)		
を基礎として算定することとされているが,複		
数の路線が接している画地において最も高い路		
線ではなく,特段の理由がないにもかかわらず		
低い路線が適用されている事例		
(灘市税事務所 , 中央市税事務所)		
イ 側方路線影響加算の適用について	地方税法 417 条に規定する重大な	措置方針
正面と側方に路線のある画地の固定資産評価	錯誤に該当しないため、平成 30 基	
額は,正面路線価と側方路線影響加算額に基づ	準年度の評価替えにおいて修正を行	
いて計算されるが,特段の理由がないにもかか	う。	
わらず側方路線影響加算が算定されていない事		
例 (兵庫市税事務所)		
ウ 騒音・振動補正の適用について		措置方針
鉄道・高架道路等に隣接する画地で,騒音・	地方税法 417 条に規定する重大な	
振動により環境上著しい影響があると認められ	錯誤に該当しないため、平成 30 基	

平成28年度 財務定期監査(監査対象:行財政局(主税部))

指摘の概要	措置内容	措置状況
る画地については,当該画地から鉄道・高架道	準年度の評価替えにおいて修正を行	
路までの距離及び地区区分に応じ騒音・振動補	う。	
正を適用することとされているが,適用されて		
いない事例 (兵庫市税事務所)		
エ 間口距離について	地方税法 417 条に規定する重大な	措置方針
算定の基準となる間口距離について地積測量	錯誤に該当しないため、平成 30 基	
図と異なる数値が誤って適用されている事例	準年度の評価替えにおいて修正を行	
(東灘市税事務所,兵庫市税事務所)	う。	
(2) 支出に関する事務	副市長決裁を得ていなかった原因	措置済
副市長以下専決規程に定める適正な決裁を得	は、副市長以下専決規程の理解不足	
るべきもの	が原因であった。	
電子申告等に係る分担金の合計額は、	平成 29 年 2 月 20 日、支払担当者	
22,748,416 円であり,副市長決裁が必要である	等において再度事務処理の徹底を確	
が,局長決裁となっていた。 (税制課)	認した。	
副市長以下専決規程に定められた適正な決裁	また、指摘を受け、平成 29 年 3	
を得るべきである。	月 31 日、同規程を再度確認した	
	上、副市長まで決裁を得た。	
(3) 財産の管理に関する事務	物品会計規則事務取扱要綱の確認	措置済
備品管理簿への記載を適正に行うべきもの	不足が原因であった。	
ICレコーダーは,取得価格に関係なく備品に	指摘を受け要綱を再確認し、平成	
区分するとされているが,備品管理簿に記載して	28 年 10 月 28 日、ICレコーダー	
いない事例があった。 (北市税事務所)	の備品登録を行った。平成 29 年 2	
物品会計規則等に基づき,適正な事務処理を行	月 13 日、消耗品費から備品購入費	
うべきである。	への振替を行った。	
・ICレコーダー 12,744 円		

平成28年度 財務定期監査(監査対象:環境局)		
指摘の概要	措置内容	措置状況
指摘事項 (1) 収入に関する事務 職員の通勤用車両駐車使用料の徴収を適正に行うべきもの 通勤用車両を事業所内敷地内に駐車する場合, 「行政財産における職員の通勤用車両の駐車等に 関する取扱要綱」に基づき,常時使用する者については 関する取扱要綱」に基づき,常時使用する者については 使用実績に日額使用料を乗じた額を毎月ごとに徴 収することになっているが,調定額が過少となっていた事例があった。 (兵庫事業所,港島クリーンセンター) 適正な事務処理を行うべきである。	調定額が過少となっていた原因は、1件は臨時使用分の調定を行う際、許可申請書と臨時駐車の使用状況を記録した資料との突合が十分行われていなかったこと、もう1件は常時使用分の給与引去り手続きが漏れていたことであった。 28年12月1日及び29年1月17日、十分な確認を行うよう周知し、調定漏れが生じることのないよう徹底した。 なお、事実確認後、調定額が過少であった職員へは、すみではによりには、するでは、するでは、するでは、するでは、するでは、するでは、するでは、するで	措置済
自動販売機の電気使用料を適正に徴収するべき もの 飲料自動販売機設置業者に対しては,自動販売 機の運転に要する電気使用料として,施設として の電気料金(契約単価)に消費電力を乗じた額を 徴収することになっているが,誤った単価で徴収 していた事例があった。 (管理課,長田事業所,西クリーンセンター) 適正な単価で徴収するべきである。	であった職員へは、すみやかに未倒収額の請求を行い、全て徴収した。 誤った単価で徴収していた原因は、電気料金の契約単価にその月の消費電力をかけて積算した額を徴去のでである。 電気料金の単価を直近の単価で積算していたことであった。 29年2月より、複数の職員でもあった。 29年2月より、複数の職員で単価の置き直しをチェック・確認するよう徹底した。 なお、本来徴収すべきであった額との差額にした。 なお、本来徴収すべきであった額との差額にした。 り全て徴収した。	措置済
(2) 契約に関する事務 収納事務の委託に係る事務処理を適正に行うべ きもの 収納事務に関する委託において,地方自治法施	委託先の告示を行っていなかった 原因は、アについては、事務引継ぎ が十分にできていなかったこと、イ	措置済

平成28年度 財務定期監査(監査対象:環境局)		
指摘の概要	措置内容	措置状況
行令に規定する告示を行っていなかった事例が	については、告示を既に実施してい	
あった。	た事業者が、年度内に別の事業者に	
政令の規定に基づき告示をするべきである。	事業承継された際に、告示の手続き	
ア 平成 27 年度の追加委託先及び平成 28 年度の	が漏れていたことであった。	
委託先について,告示を行っていなかった事例	29 年 3 月 9 日、担当者の人事異	
(業務課)	動の有無にかかわらず、また年度内	
	に事業承継があった場合でも、確実	
イ 委託先事業者の事業再編に伴い新規に締結した	に告示手続きが行われるよう、事務	
委託契約について,告示を行っていなかった事例	マニュアルに告示手続きに関する内	
(業務課)(事業系廃棄物対策部)	容を追記し、手続き漏れが生じない	
	よう改善した。	
(3) 財産の管理に関する事務		
レンタカーの利用手続き及び履行確認を適正に	使用簿及び運転日報を整備してい	措置済
行うべきもの	なかった原因は、レンタカー使用回	
環境局では会員登録によるレンタカー利用に	数が少ない課において、要領・使用	
ついて要領を定め,レンタカーの利用にあたっ	方法など、事務手続きに関する認識	
てはレンタカー使用簿により所属長の承認を得	が不十分だったことであった。	
ること,用務終了後はレンタカー運転日報によ	29 年 2 月 6 日、指摘のあった所	
り所属長まで報告し,所属長は履行確認を行う	属においても、「レンタカー使用	
こと,としているが,レンタカーを利用してい	簿」及び「レンタカー運転日報」を	
るにもかかわらず,使用簿及び運転日報を整備	作成し、要領に基づく使用方法につ	
していない事例があった。 (自然環境共生課)	いて、改めて周知徹底を行った。	
要領に基づき,適正な事務処理を行うべきで	あわせて、これまでの使用状況に	
ある。	ついても、過去の使用履歴に基づ	
	き、「レンタカー使用簿」及び「レ	
	ンタカー運転日報」への記載を行っ	
	た。	

平成28年度 財務定期監査(監査対象:環境局) 	世聖山宏	在盖作 海
指摘の概要	措置内容	措置状況
意見		
(1) 謝礼金の支出について		
市民トイレ設置要綱では,公共施設及び民間	当該施設は、民間が設置した施設	措置方針
施設内の既存のトイレを市民トイレとして開放	であるため、設置要綱上、支給対象	
してもらう場合の協力謝礼金について,民間施	外となる「国・県又は市が設置する	
設以外の施設に対する謝礼金は民間施設に対す	施設で、国等又は国等の外郭団体が	
る謝礼金の金額の半額とし,国・県又は市(以	管理するもの」という要件には該当	
下「国等」という。)が設置する施設で国等又は	しないが、今後、市民トイレ制度の	
国等の外郭団体が管理するものに対しては謝礼	あり方について、見直しを検討して	
金を支給しないこととしている。	11 <.	
本市の外郭団体が民間の所有者から借り上げて		
管理運営を行っている施設の市民トイレについ		
て,民間施設に対する謝礼金と同額(120,000		
円)を外郭団体に対して支給している事例がある		
が,設置要綱の趣旨に鑑み,謝礼金の支給につい		
て見直しを検討されたい。 (業務課)		
(2) 大型ごみ処理手数料納付券の在庫調査について		
大型ごみ処理手数料収納業務の委託において	大型ごみ処理手数料納付券は事業	措置済
は,大型ごみ処理手数料納付券を受託事業者に預	系一般廃棄物に係る指定袋と異な	
託し,受託事業者は,各月ごとに,手数料収納実	り、店頭に並ばず金券と同様に保管	
績報告書兼受託料請求書を本市に提出している	されているため、管理簿と実際の在	
が,各取扱店における納付券の在庫調査は実施し	庫の間に差が生じにくいことから、	
ていなかった。	在庫調査を実施していなかったが、	
事業系一般廃棄物に係る指定袋については,民	今回の意見を踏まえ、29 年 3 月 9	
間事業者に委託して,年1回,取扱店の立入在庫	日より職員が店舗等を直接訪問し、	
調査を実施している。大型ごみ処理手数料納付券	納付券の在庫調査を行っている。	
についても,実績報告書上の在庫数が正確か否か		
を確認するため,在庫調査の実施を検討された		
い。 (業務課)		
(3) 保管現金,郵便切手類等,親睦会費の定期点検		
について		
保管現金,郵便切手類等,親睦会費の定期点検		
について,次のような事例があった。		
親睦会費について,月1回の点検を行っていな	現金等管理マニュアルに基づく親	措置済
かった事例	睦会費の月1回の点検を適切かつ確	

平成28年度 財務定期監査(監査対象:環境局)

指摘の概要	措置内容	措置状況
(北事業所,西事業所,環境保全指導課)	実に実施するよう、改めて周知徹底	
	を行った。	
口座名義が所属長である親睦会費について,月	口座の名義人を所属長以外の者に	措置済
1回の点検を他の係長級以上の者が行っていな	変更する、あるいは名義人である所	
かった事例 (管理課,須磨事業所,東クリーン	属長以外の係長級以上の者が月1回	
センター,苅藻島クリーンセンター)	の点検を行うよう改めた。	
所属長の直近上位の上司による半年に1回の	各所属において毎年 11 月から 12	措置済
チェックについて,自主監査が適切に実施されて	月に実施する自主監査を適切かつ確	
いなかったため,年に1回しか行っていなかった	実に実施するとともに、所属長の直	
事例	近上位の部長による半年に1回の点	
(資源循環政策課,管理課,東灘事業所,灘事業	検を、時期を定めて適切かつ確実に	
所,中央事業所,兵庫事業所,北事業所,長田事	行うよう徹底した。	
業所,須磨事業所,垂水事業所,西事業所,自動		
車管理事務所,東クリーンセンター,港島クリー		
ンセンター,苅藻島クリーンセンター,西クリー		
ンセンター)		
事故防止のため、現金等管理マニュアルに基づき適		
切な点検を行われたい。また、自主監査を適切に実		
施するとともに,その結果を踏まえた改善を確実に		
行われたい。		

平成28年度 財務定期監査(監査対象:区役所)		
指摘の概要 	措置内容	措置状況
指 摘 事 項		
(1) 収入に関する事務	ア 指摘を受け,直ちに,領収証書	措置済
出納員による収納手続を適正に行うべきもの	に一連番号を付すとともに , 現金取	
区役所の窓口で保育料や敬老優待乗車証再発行	扱事務の手引の該当部分を領収証書	
手数料等を収納する事務処理について,次のよう	管理簿に綴り,職員が常時確認でき	
な事例があった。	るようにした。	
会計規則や現金取扱事務の手引に基づいた適正	また,領収証書管理の意味及び重	
な事務処理を行うべきである。	要性について,改めて課内職員全員	
ア 領収証書について , 未使用の領収証書を受け	に周知した。平成 29 年 4 月 14 日 ,	
入れた際に一連の番号を付番するべきところ,	部内連絡会議にて当該事案の報告を	
受け入れの際に一連番号を付さず,使用の都度	行い,部内での情報共有,周知徹底	
付番し領収証書を使用していた事例	をはかった。	
(灘区こども家庭支援課)	(灘区こども家庭支援課)	
イ 複写式の領収証書の作成には両面カーボンを	イ 複写式の領収証書の作成につい	措置済
使用するべきところ,片面カーボンを使用して	て,片面カーボンから両面カーボン	
いた事例	を使用するように改めた。	
(垂水区健康福祉課,垂水区こども家庭支援	(垂水区健康福祉課,垂水区こど	
課,西区健康福祉課,西区こども家庭支援課)	も家庭支援課)	
ウ 原符は領収証書綴りから分離せずに保存する	両面カーボンによることとの認識	措置済
べきところ切り離して保存し,切り離した場合	はあったものの,カーボン紙の交換	
に執るべき事務処理を行っていなかった事例	の際に誤ったものであり,監査実査	
(垂水区こども家庭支援課)	後すぐに両面カーボンに改めた。	
	(西区健康福祉課,西区こども家庭	
エ 納入義務者が納入通知書と現金を窓口に持参	支援課)	
した場合に,職員が納入通知書と現金を受け取		
り納入義務者に代わって指定金融機関等に納付	ウ 指摘を受けて原符の切り離しが	措置済
する職員による納付代行では,処理経過を納付	無いよう改めた。	
代行受付処理簿に記録しなければならないとこ	(垂水区こども家庭支援課)	
ろ,納付代行受付処理簿を作成していなかった		
事例	エ 出納員領収証書の発行,納付代	措置済
(東灘区健康福祉課,灘区こども家庭支援課,	行受付処理簿,収入金日計表の作	
西区こども家庭支援課)	成,現金の検算チェックシートによ	
	る点検などを記した納付代行受付処	
	理対応マニュアルを当課で作成し,	

指摘の概要	措置内容	措置状況
	平成 28 年 11 月より事務処理を	
	行っている。本庁より全市共通の処	
	理簿が整えばその時点で移行させて	
	いく。(東灘区健康福祉課)	
	指摘を受け,直ちに納付代行受付	措置済
	処理簿を作成し,受付・受付内容・	
	納付について処理経過を把握・管理	
	するようにした。	
	現金取扱事務について,法令遵守	
	の意識を持ち,事務処理の意義・目	
	的を十分に理解して適正な処理を行	
	うよう課内職員全員に周知した。平	
	成 29 年 4 月 14 日,部内連絡会議に	
	て当該事案の報告を行うとともに、	
	部内での情報共有,周知徹底をは	
	かった。	
	(灘区こども家庭支援課)	
	納付代行受付処理簿の作成を行う	措置済
	べきとの認識がなかったために起き	
	たことであり,監査後すぐに作成し	
	運用している。	
	(西区こども家庭支援課)	
債権管理を適正に行うべきもの	指摘の件は、平成29年2月24日	措置済
時効の完成により既に消滅した債権の不納欠損	に不納欠損処分を行った。	
処分を行っていなかった。	今後は,債権管理マニュアルにあ	
·児童扶養手当返納金 2件 計 288,400円	るとおり,年1回(10 月)1年分	
(中央区こども家庭支援課)	をまとめて不納欠損処分を行うこと	
·老人福祉施設納付金 4件 計 293,616円	を所属職員に周知徹底した。	
(垂水区健康福祉課)	(中央区こども家庭支援課)	
·老人福祉施設納付金 6件 計 2,917,533 円		
(西区健康福祉課)	指摘のあった老人福祉施設納付金	措置済
適正に不納欠損処分を行うべきである。	4件:計293,616円については,平	
	成 29 年 3 月 16 日付けで不納欠損処	
	分を行った。	

指摘の概要	措置内容	措置状況
	(垂水区健康福祉課)	
	数年以内の延滞分については納付	措置済
	交渉を行っているが,平成20年度	
	以前の滞納分については見落として	
	いた。今後,毎月の債権確認を徹底	
	することとした。	
	なお,指摘の件は,平成 29 年3	
	月 16 日に不納欠損処分を行った。	
	(西区健康福祉課)	
2) 財産の管理に関する事務		
帳簿を整備するべきもの	平成 28 年 11 月 22 日 , 指摘を受	措置済
ETCカードは,物品会計規則に基づきET	けて直ちにETCカード管理簿を作	
Cカード管理簿を作成し,厳正に管理すること	成した。	
とされているが,ETCカード管理簿が作成さ	平成 29 年 4 月 14 日,部内連絡会	
れていなかった事例があった。	議にて当該事案の報告を行うととも	
(灘区健康福祉課,長田区保護課,須磨区健康福	に,ЕТСカードの正しい取扱いに	
止課)	ついて部内での周知徹底を図った。	
適正な管理を行うべきである。	(灘区健康福祉課)	
	E T C カードについては金庫に保	措置済
	管し,使用の都度ETCカード使用	
	簿に必要な事項を記載し,履行確認	
	決裁を受けるなど日々の保管・運用	
	については取扱通知に則り適正に	
	行っているが,ETCカードを受け	
	入れた時点で作成すべきETCカー	
	ド管理簿が作成されていなかった。	
	指摘を受けてETCカード管理簿	
	を作成し,物品管理者の決裁を受	
	 け,改善の措置を講じた。	
	今後はこのようなことがないよ	
	う,取扱通知に則り,厳正に管理を	
	行う。(長田区保護課)	
	指摘後にETCカード管理簿を作	措置済

指摘の概要	措置内容 描置内容	措置状況
	を厳正に管理していく。	
	(須磨区健康福祉課)	
意見		
(1) 債権管理について	指摘後,死亡1件,自己破産1件	措置済
児童扶養手当の債権管理について,監査日(平	について本庁所管課へ対応協議した	
成 28 年 11 月 24 日) 現在,次の表のように返納	上で , 上記を除く 21 件について ,	
指導を平成 25 年度以降行っていない事例があっ	平成 29 年 1 ~ 2 月にかけて催告状	
<i>t</i> =.	もしくは督促状送付済。これによ	
児童扶養手当債権マニュアルには返納指導とし	り,うち1件返納済。	
て月に1回は収納状況を確認し,未納者に随時文	今後,督促状及び催告状(年 1	
書・電話・訪問等で納付依頼を行うこと,返納指	回)の送付漏れがないよう所属職員	
導の状況は常に債権管理簿に記録することを定め	に周知徹底した。	
ているので,マニュアルに則った適切な債権管理		
を行われたい。 (中央区こども家庭支援課)		
(2) 生活保護法による医療扶助について		
施術給付の手続きについて	「医療扶助の手引き(指定医療機	措置方針
生活保護法に基づく医療扶助は,指定都市の市	関用)」に指定施術機関に必要な情	
長,実施機関が行うべき事務処理の要領を定めた	報や施術給付における注意点の記載	
医療扶助運営要領 (「生活保護法による医療扶助	が不足していた。	
運営要領について」(昭和36年9月30日 社発	平成 29 年度中に報酬請求の期日	
第 727 号 厚生省社会局長通知))により行うこ	については,施術団体との協議調整	
ととされており,医療扶助を担当する医療機関と	を経て平成 29 年度中に協定の改訂	
して診療所,病院,薬局を,施術機関としてあん	を行う予定であり,その後,上記協	
摩マッサージ指圧師,はり師,きゅう師,柔道整	定の改訂内容を含め施術に関する事	
復師を指定し,医療扶助運営要領の内容を指定機	項を掲載した「医療扶助の手引き	
関向けに編集した「医療扶助の手引き(指定医療	(指定施術機関用)」を作成し,指	
機関用)」を送付して行っている。	定施術機関に必要な情報を周知して	
この「医療扶助の手引き(指定医療機関用)」	いく予定である。	
は指定施術機関にも送付しているが,表題が指定		
医療機関用となっているうえ、次のような指定施		
術機関に必要な情報が不足していた。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
・給付対象について、指定医療機関による医療扶		
助の対象となる医療の内容が具体的に記載されて		
いるが,指定施術機関による医療扶助の対象とな		
る内容は記載されていない。		

平成28年度 財務定期監査(監査対象:区役所) 指摘の概要	措置内容	措置状況
		3 <u> </u>
・報酬請求について,指定医療機関の請求先は社		
会保険診療報酬支払基金兵庫支部と記載されてい		
るが,指定施術機関の請求先は記載されていな		
l I°		
・報酬請求の期日については記載項目がないが,		
指定医療機関が請求する場合は請求先である社会		
保険診療報酬支払基金兵庫支部から請求期日が示		
されているが,指定施術機関が請求する場合の請求		
先である福祉事務所は請求期日を指定していない。		
施術に関する適正な給付の推進を図るため,指		
定施術機関に必要な情報や施術給付における注意		
点を記載するなど,医療扶助の手引きの改定等を		
行われたい。 (保健福祉局総務部保護課)		
施術給付の審査について	施術給付を審査するためには、職	措置済
指定医療機関が行った給付に関する診療報酬の	員の知識や経験が求められるため、	
請求手続きは,指定医療機関が社会保険診療報酬	施術給付における職員の知識向上と	
支払基金兵庫支部にレセプト(診療報酬明細)	周知徹底を目的に毎年度、生活保護	
データを送信し,データを受け取った同基金が審	新任ケースワーカー研修にて施術給	
査した後,市にデータが送信され,これを市が専	付の一般的な流れについて講義して	
門業者に業務委託して資格点検(受給者番号や受	いる。	
給期間等の資格要件の妥当性)と内容点検(診療	今年度は平成 29 年 5 月 8 日に	
や処方の内容の妥当性)を行っている。	行ったが、施術給付における注意点	
一方,指定施術機関が行った給付に関する施術	を中心にとりあげて行った。	
報酬の請求手続きは,指定施術機関が福祉事務所	また6月下旬から7月初旬にかけ	
に請求し,福祉事務所の職員が審査を行ってい	て行う医療扶助システム研修でも施	
వ 。	術の給付を取り上げる予定としてい	
施術の給付は,傷病名,傷病の程度及び給付を	る。	
必要とする理由,療養見込期間などを記載した給	これまで、保護課作成の医療扶助	
付要否意見書に指定医療機関の医師の同意(柔道	マニュアルにて施術の給付について	
整復師が行う一部の傷病(打撲,捻挫など)を除	記載するとともに、職員に施術の給	
く。) を得たものを福祉事務所の嘱託医の意見を	付における注意点を周知している。	
聞いたうえで給付決定しているが,施術報酬の請	具体的には、施術報酬請求明細書の	
求は,施術報酬請求明細書(施術を行った局所ま	見方及び留意点を記載し、「柔道整	
たは部位,施術日数等を記載)に医師の同意は必	復師の施術に係る医療扶助の適正な	
要なく,福祉事務所においても請求書の審査の際	支給について」(平成 23 年 3 月 31	
に嘱託医の意見を聞くことにはなっていない。	日 社援保発 0331 第7号 厚生労	

指摘の概要	措置内容	措置状況
施術料の高いもの、日数の多いもの、往療料の	働省社会・援護局保護課長通知)に	
高いものなどを審査するためには専門性が必要	基づいて病状調査を実施することを	
で,職員の知識や経験が求められる。また,厚生	記載している。また、長期に及ぶも	
労働省は柔道整復師による施術給付のうち長期	の、日数の多いもの、往療料の高い	
(3 か月を超える施術)又は頻度が高い(月に	ものについての留意点等を記載して	
10 回以上の施術又は 1 か月に 3 部位以上の施術	いる。	
など)施術が実施されている被保護者には,重点	これらマニュアルの活用と職員研	
的に病状調査を実施すること (「柔道整復師の施	修により、不正請求の抑止を推進し	
術に係る医療扶助の適正な支給について」平成	ていくとともに、不正請求が疑われ	
23 年 3 月 31 日 社援保発 0331 第 7 号 厚生労	る場合、ケース検討会議を開催する	
働省社会・援護局保護課長通知)としている。	よう、29 年度末までに生活保護課	
ケース検討会議を開催することや専門業者へ業	長会議を通じて各福祉事務所に周知	
務委託することなども含めて検討し職員が判断に	していく。	
迷うような場合を解決していくことや,不明な点		
については施術者等に積極的に問い合わせること		
により不正請求を抑止していくことを推進する方		
策を検討されたい。 (保健福祉局総務部保護課)		
③ 敬老優待乗車証再発行手続きについて	敬老優待乗車証の再発行手続きに	措置方針
敬老優待乗車証再発行手数料は収納方法を納入	おいて、カード作成の実費相当額と	
義務者が指定金融機関等で支払う個人納付として	して 1,600 円を納付していただいて	
おり,窓口での現金の受け取りに関するマニュア	おり、銀行等窓口の開いている時間	
ルはない。そのため指摘事項(1)①エに記載した事	に手続きを終えられるよう案内をし	
例のように誤った事務処理であるものの指定金融	ているところである。	
機関等の窓口閉鎖後も敬老優待乗車証再発行手数	ただし、指定金融機関等の窓口閉	
料を職員による納付代行で受け取り,敬老優待乗	鎖後に職員による納付代行が必要に	
車証再発行手続きを受け付ける区がある一方,指	なった場合は、「現金取扱事務の手	
定金融機関等の窓口閉鎖後は敬老優待乗車証再発	引」をふまえた形で敬老優待乗車証	
行手数料を受け取らないので敬老優待乗車証再発	窓口マニュアルを整備するなど市民	
行手続きを受け付けないとしている区もある。	サービスの標準化に向け検討してい	
指定金融機関等の窓口閉鎖後も全区で敬老優待	<. □	
乗車証再発行手続きができるよう窓口での現金の		
受け取りにかかるマニュアルを整備するなどし		
て,市民サービスの標準化を図られたい。		
(保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課)		

平成28年度 財務定期監査(監査対象:教育委員会事務局)

指摘の概要	措置内容	措置状況
		 措置済
(1) 収入に関する事務	制度の理解不足から発生したもの	
」 速やかに払込むべきもの	で、現在は制度の周知徹底の上、当	
 出納員等が収入金を収納したときは,払込書に	日又は翌日納付を徹底している。	
より即日又は翌日中に指定金融機関等に払い込ま		
 なければならない(会計規則第 32 条)とされて		
いるが,その定めを知らなかったため,証明書発		
 行手数料について金融機関へ払い込まなければな		
らない日から2日から1週間程度遅れていた。		
(六甲アイランド高等学校)		
適正な事務処理を行うべきである。		
出納員による収納手続を適正に行うべきもの		措置済
出納員が収入金を収納したときに発行する領収	ア 指摘事項については、現金取扱	
証書の様式は会計規則別表第 6 第 15 号様式とし	事務の手引きを確認し、領収証書の	
て規定されており,現金取扱事務の手引き(公金	正しい使用方法を課内で情報共有し	
編)において出納員等による収納手続が定められ	た。	
ている。		
しかしながら,次のような事例があった。		
適正な事務処理を行うべきである。	イ 指摘事項については、領収書に	
ア 領収証書については,未使用領収証書を受け	パンチにより穿孔する処理を行うと	
入れた際に一連の番号を付番することとされて	ともに、再発防止のため、職員に周	
いるが,使用する都度番号を付していたことか	知した。	
ら領収証書の番号が一連になっておらず,年度		
ごとに1番から付番していたり,書損になった		
番号を再度使用したりしたため,同じ番号が 2		
度付与されていた事例 (生涯学習課)		
イ 領収証書の簿冊を年度で区切って使用してお		
り,年度終了後に使用中の簿冊に未使用の領収		
証書が残っていたが , 未使用の領収証書に対し		
書損に準じた処理をする, 無効の表示を行		
う, パンチにより穿孔する,のいずれの処理		
もしていなかった事例 (玉津南公民館)		
速やかに納付書を交付するべきもの		措置済
行政財産の目的外使用料,物件賃貸借契約にお	ア イ ウ 納期限の設定について、	
ける賃料並びに指定管理者協定書に基づく施設使	管財課に事務処理の方法を確認し、	

指摘の概要	措置内容	措置状況
用納付金の収入について,会計規則第 28 条に定	相手方が納期限内に納付できるよう	
める納期限の 10 日前までに納入通知を行わな	に納期限を設定する事務処理につい	
かったため,納期限までに納付されていない事例	て、所属職員に周知徹底を行った。	
が次のとおりあった。	(H29.3.27)	
相手方が納期限内に納付できるよう速やかに納		
付書を交付するか,納期限を変更するべきであ		
る。	エ 今後は、年間スケジュールを作	
ア 平成 28 年度の中央図書館等の一部の使用を	成するなど適正な事務を徹底するた	
許可する許可書では前期の使用料 48,516 円の	めの措置を講じた。	
納期限は 5 月 31 日とされているところ,納期		
限を 5 月 31 日とした納付書を 5 月 30 日に送付		
したため,6月9日に納付された事例		
(中央図書館)		
イ 平成 28 年度の中央図書館等の一部の使用を		
許可する許可書では年額の使用料 1,100,000 円		
の納期限は5月31日とされているところ,納		
期限を 5 月 31 日とした納付書を 5 月 26 日に送		
付したため,6月24日に納付された事例		
(中央図書館)		
ウ 平成 28 年度の民間ビルにある北図書館北神		
分館の一部を賃貸借する契約書では年額の賃料		
100,000 円は別途指定する支払期日までに神戸		
市の発行する納付書により納付しなければなら		
ないとされているところ,納期限を5月31日		
とした納付書を 5 月 26 日に送付したため,6		
月 24 日に納付された事例 (中央図書館)		
エ ポートアイランドホールの指定管理者協定書		
では平成 28 年度の第 2 四半期分の施設使用納		
付金 18,334,000 円は 7 月 10 日までに支払うも		
のとされているところ,納期限を7月29日と		
した調定を 7 月 22 日に行いその後納付書を送		
付したため ,7 月 28 日に指定管理者から納付		
された事例 (スポーツ体育課)		

指摘の概要	措置内容	措置状況
私人に徴収業務を委託したときの告示と公表を		措置済
するべきもの	指摘後、平成 28 年度分について	
神戸ゆかりの美術館の入場料については,徴収	12月 26日付けで告示(第 536号)	
業務を私人に委託し,毎年契約を締結している。	を行い、公表を行った。	
平成 27 年 4 月 1 日に前年度とは異なる事業者と	今後、委託契約の締結に引き続き	
締結したにもかかわらず,地方自治法施行令第	告示と公表手続きを始めるよう改善	
158 条第 2 項に規定する手続きを失念し,告示と	する。	
公表を行っていなかった。 (小磯記念美術館)		
地方自治法施行令に規定する告示と公表を行う		
べきである。		
歳入と歳出を明確にするべきもの		措置済
風見鶏の館の入館料について,風見鶏の館の指	クレジット会社への手数料相当額	
定管理者がクレジット会社と契約をしておりクレ	も歳入歳出に計上するため、平成2	
ジット払いができる。	9年4月13日振替処理により28	
クレジット払いによる入館料の調定は,指定管	年度手数料分について入館料収入の	
理者が支払ったクレジット会社への手数料分を入	増、手数料支出の増を行った。	
館料から差し引いた額で行っており,差し引いた		
手数料分については歳入にも歳出にも計上してい		
なかった。 (文化財課)		
総計予算主義の原則(地方自治法第 210 条)に		
基づき,歳入(入館料全額)と歳出(手数料分)		
を全額計上して,歳入と歳出を明確にするべきで		
ある。		
② 支出に関する事務		措置済
遅滞なく支払を行うべきもの	事務処理の優先順位を見直し、物	
請求書受理日から 30 日を超えて支払われてい	品の支払いについては、請求書を受	
た事例が次のとおりあった。	け取った当日に支出命令書を作成す	
適正な事務処理を行うべきである。	るよう心掛け、遅延なきよう取り組	
(事例)	んでいる。	
・職員室デジタル複合機の保守経費		
(請求書受理日)28.2.29		
(支払日)28.4.8		
(金額)24,173円 (葺合高等学校)		
・事務室デジタル複合機の保守経費		
(請求書受理日)28.2.29		
(支払日)28.4.8		

平成28年度 財務定期監査(監査対象:教育委員会事務局)

指摘の概要	措置内容	措置状況
(金額)5,204円 (葺合高等学校)		
・スーパーフォーミング A セット (積み木・プロック)		
(請求書受理日)28.1.28		
(支払日)28.3.11		
(金額)59,400円 (青陽須磨支援学校)		
・ファイリングキャビネット B4-4N		
(請求書受理日)28.2.10		
(支払日)28.3.17		
(金額)183,000円 (青陽須磨支援学校)		
教育委員会事務局等専決規程に定める適正な決		措置済
裁を得るべきもの	ア 決裁時の点検が不十分で、課長	
支出に係る決裁について,次のような事例が	専決にしていた。指摘後速やかに、	
あった。	部長決裁をするとともに、担当を含	
教育委員会事務局等専決規程に定められた適正	め職員に対し、専決規程遵守の周知	
な決裁を得るべきである。	徹底を図った。	
ア 研修経費 417,900 円を前渡金で支出するにあ		
たり,部長決裁とするべきところ課長決裁とし		
ていた事例 (教職員課)	イ 教育委員会事務局等専決規程に	
	ついて、今後の決裁については正し	
イ 館長の1泊2日の旅行命令書において,教育	い決裁区分となるよう事務処理の再	
次長決裁とするべきところ館長決裁としていた	確認を行った。	
事例 (中央図書館)		
ウ 非常勤嘱託職員を委嘱するにあたり,教育長	ウ 新規の講師委嘱については教育	
決裁とするべきところ校長決裁としていた事例	長決裁とするとともに委嘱手続きの	
(工業高等専門学校)	適正化に努める。	
適正な時期に支払うべきもの		措置済
洞川教育キャンプ場の指定管理において,協定	協定書等に基づき、請求書の提出	
書では平成 28 年 4 月 20 日までに支払うとされて	を求めるなど適正な事務処理の周知	
いる指定管理料の請求書を平成 28 年 5 月 30 日に	徹底を図った。	
受理し,平成 28 年 6 月 27 日に支払っていた。		
(スポーツ体育課)		
協定書に定められた期日までに支払えるよう請		
求書の提出を求め期日までに支払うか,協定書の		
支払期日を変更するべきである。		

半成20年度 財務定期監査(監査対象:教育安員云事 指摘の概要	措置内容	措置状況
前渡金払に係る精算事務を適正に行うべきもの		措置済
会計規則では,前渡金管理者は用務終了後5日	前渡金の精算に関する手続きを正	
以内に支払精算書を作成し,直近の上司に提出し	しく理解していないために起こった	
なければならないと定めている(第 48 条第 1	もので、所属職員に前渡金精算の事	
項)。また,現金取扱事務の手引(公金編)で	務処理方法を周知徹底した。	
は,受領した前渡金に残額が生じた場合には,戻		
入の手続は必ず精算の前に行い , 精算に当たって		
は,納入通知書兼領収証書を証拠書類として添付		
することとされている。		
しかし,戻入調定は行ったが現金を戻入しない		
まま前渡金支払精算書を作成して,前渡金管理者		
である校長までの決裁とし,前渡金支払精算書を		
前渡金管理者の直近の上司まで提出されていない		
事例があった。なお,現金の戻入手続は戻入調定		
から約半年後に行っていた。 (葺合高等学校)		
適正な事務処理を行うべきである。		
(事例)		
・体育大会に伴う施設使用料		
(用務終了日)27.9.9		
(戻入調定日)27.9.15		
(精算報告日)27.9.15		
(戻 入 日)28.3.9		
(3) 契約に関する事務		措置済
契約監理課による契約とするべきもの	本件は、委託契約受託者がハード	
ア 臨時教職員人事給与システムで使用する機器	ウェア等機材調達、旧ソフトウェア	
の借上については当初,システム更新・保守業	の更新および新システムの保守をそ	
務に含め委託契約(複合契約)とする予定で	れぞれ関連会社へ再委託することを	
あったが,更新・保守業務委託業者とは別の会	承諾するものとして、委託契約審査	
社(子会社)から機器を借り上げることとなっ	会に付議し承認されたが、契約書作	
たため,委託契約とは別に月額 67,172 円,総	成時になって、受託者から、機材調	
額 1,209,096 円の物品賃貸借契約(典型契約)	達に関する部分の対価については	
を締結した。	リース子会社に直接支払ってほしい	
委託と物品の借入では決裁権者が異なり,そ	旨の要請があり、やむを得ず、調達	
れぞれの契約については,専決規程に定める決	業務に関しては別途契約とし、本契	
裁権者による契約を行うべきである。30 万円	約の再委託条項に子会社との機器等	
を超える物品賃貸借契約については教育委員会	賃貸借契約を明示し、再度、委託審	

指摘の概要	措置内容	措置状況
事務局に契約締結権限はなく,随意契約で	あ 査会に付議、承認を得て契約を行っ	
れ,入札であれ,契約監理課による契約とす	る た。しかし、機器等賃貸借契約を分	
べきところ,部長決裁により締結していた。	けるのであれば、契約監理課を通じ	
(教職員課) て契約すべきだった。	
契約の締結にあたっては法令に基づく適正	な 平成 29 年度は、システム開発が	
契約を担保するため,専決規程の「契約」の	欄 終了し、契約の主たる内容がシステ	
による定めによる決裁を行う必要がある。複	合 ム全体の維持管理、保守に移行して	
契約の業務を分けて典型契約とするときには	, いることもあり、業者間の役割分担	
専決規程の適用は契約ごとの決裁事項による	も を再吟味し、専決規程と齟齬のない	
のである。	よう、委託審査会の承認を経て委託	
機器を借り上げる契約は,物品賃貸借契約	と対象を締結した。	
して総額が 30 万円を超える場合は契約監理	課 また、契約事務について、専決規	
による契約とするべきである。	程に基づいた適正な事務処理を行う	
	よう周知徹底した。	
イ 中学校等で使用する教科書の教師用指導書	ח	措置済
購入にあたっては , 4 年ごとの採択時に教育	要 現在の事務処理の状況を踏まえ	
員会事務局指導部指導課からの通知に基づ	ハ て、教育委員会事務局等専決規程の	
て,各学校で行っている。	検討を行い、指導書については、教	
その通知では ,「100 万円を超えるときは	, 育次長の権限を 200 万円以下とする	
本来なら経理契約になりますが,『全国的に	価 内容の規程改正を行い、平成 29 年	
格が決まっており入札による経理契約になじ	ま 4月1日より適用した。	
ないこと , 地域ごとに販売店が決まっている	=	
と』を理由として記載した教育次長までの起	案	
決裁を特別に作成してください。その決裁に	忝	
付する発注書は学校長までの決裁でかまいま	世	
ん。」としていた。 (指導課)	
しかし,現在の教育委員会事務局等専決規	程	
では,教具,教材の調達についての教育次長	か	
専決契約は 100 万円以下となっており,100	万	
円を超える調達については教育委員会事務局	 	
は権限はなく,契約監理課による契約とする	~	
きものである。それはたとえ地方自治法施行	⇒	
第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の随意契約できる	事	
由に該当するとしても同様である。		
購入金額が 100 万円を超えるときは,契約	監	
理課による契約とするべきである。		

指摘の概要	措置内容	措置状況
ウ 中学校給食代替臨時弁当の配送については平		措置済
成 27 年 12 月から実施している。平成 28 年度	この事案は、昨年度、緊急かつ臨	
も給食が再開されるまで継続実施し, 前年度	時的な措置として副市長までの特別	
は副市長まで,当年度も教育長までの方針決裁	決裁でスタートしたもので、契約事	
をとっていたこと , 配送業務については ,副	務について別の専決規程を満たして	
市長以下専決規程の「その他の契約事務」-	いるものと判断して契約を行ったも	
「その他」で局長共通の決裁区分を満たしてい	のである。	
ると判断したことから,年間支出予定額(概	本契約は平成 29 年 2 月に終了し	
算)8,110,000 円の契約を教育委員会事務局内	ているが、今後、契約事務を進める	
で健康教育担当部長決裁により締結した。	際には、決裁区分について十分に確	
(健康教育課)	認するよう、周知徹底した。	
しかし,予算の使用を決定する方針決裁では		
契約を締結することはできない。契約の締結に		
あたっては法令に基づく適正な契約を担保する		
ため,専決規程の「契約」の欄に定める決裁権		
者による決裁が必要である。		
総額が 75 万円を超える場合は契約監理課に		
よる契約とするべきである。		
エ 平成 28 年度総額 644,290 円の惣山暫定少年		措置済
グラウンドの備品・消耗品を調達するにあたっ	今後は、専決規程に基づく適正な	
て,学校整備課との協議の上,教育委員会事務	調達方法を徹底する。	
局等専決規程の「調達(物件 , 労力その他)」-		
「契約」の欄の教具,教材等を適用し,スポー		
ツ担当局長による契約としていた。		
(学校整備課,スポーツ体育課)		
惣山暫定少年グラウンドで使用する備品・消		
耗品は任意のクラブ活動等で利用するものであ		
り,学校教育で使用する教具教材ではない。		
総額が 30 万円を超える場合は契約監理課に		
よる契約とするべきである。		
契約に基づき適正な履行確認を行うべきもの		措置済
小磯記念美術館の人的警備業務は,平成 27 年	保安警備日報を確認し、5 月 1 日	
5月1日午前8時から平成28年5月1日午前8	も履行されていたことを確認すると	
時までの契約期間,請求は月末締めで,平成 28	ともに、履行確認日を訂正した。今	
年 5 月 1 日分については平成 28 年 4 月分に含め	後は、適正な事務処理に努める。	
ると契約書及び仕様書で定めている。		

平成28年度 財務定期監查(監査対象:教育委員会事務局)

平成28年度 則	才務定期監査(監査対 算	象:教育委員会事	務局)	
	指摘の概要		措置内容	 措置状況
しかし, 平成 28 年 4 月 30 日付けの請負会社か				
らの履行届に基づいて平成 28 年 4 月 30 日に履行				
確認を行っ	たため , 平成 28 年 5	月 1 日分の履行		
確認を行わる	ないまま支払っていた	- -o		
	(/	\磯記念美術館)		
契約にお	ける全ての履行に対し	,,確認を行うべ		
きである。				
(4) 財産の管	理に関する事務			措置済
備品管理	簿への記載を適正に行	_う うべきもの	登録ができていなかった備品につ	
購入や寄	附等により備品を取得	引しているにもか	いて、備品登録を行った。	
かわらず , [,]	備品管理簿に記載して	いない事例が次	備品購入時に登録を行うことにつ	
のとおりあ	った。		いて、改めて周知徹底を図った。	
物品会計	規則に基づき,適正な	は事務処理を行う		
べきである。	,			
(事例)				
所属	備品	取得金額		
総務課	デジタルスケール 1 台	21,384 円		
中央図書館	図書館 IC 自動貸出	4 926 290 III		
中大凶音略	機台 19 台	1,826,280円		
	全自動身長体重計	378,000 円		
	2 台	150,012 円		
葺合高等学	教諭用片袖机 3 台	54,108円		
草口同寸子 校	ボニートチェア3台	42,552 円		
1X	ビデオカメラ及びバッテ			
	リ- 1 台			
	その他数点あり			
楠高等学校	デジタルカメラ 1 台	24,300 円		
須磨翔風高	アップライトピアノ2台	金額不明		
等学校	グランドピアノ1台	金額不明		
友生支援学 校住吉分校	アップ [°] ライトヒ [°] アノ2台	金額不明		
青陽須磨支 援学校	グランドピアノ1台	金額不明		
垂水養護学 校	グランドピアノ 1 台	金額不明		

指摘の概要	措置内容	措置状況
プリペイドカード等の郵便切手類の管理を適正	ア 現在は現金等管理マニュアルに	措置済
に行うべきもの	基づき、月1回の郵便切手類、プリ	
プリペイドカード等の郵便切手類は金券的性質	ペイドカードの残枚数及び残高の確	
を有するものであり,物品管理者は郵便切手類の	認を行っている。	
出納保管及び使用の状況を常に的確に把握するこ		
とを求められている。しかしながら,次のような		
事例があった。	イ 現在は、新たに作成した「貸出	
適正な事務処理を行うべきである。	簿」により受払い管理を行ってい	
ア 現金等管理マニュアルでは,少なくとも月 1	ప 。	
回は郵便切手類の残数(プリペイドカードは枚		
数及びカードごとの残高)と,郵便切手類管理	ウ プリペイドカード使用簿兼近距	
簿上の残数(プリペイドカードはプリペイド管	離旅行命令書に関する不備について	
理簿上の枚数及びプリペイドカード使用簿兼近	是正し、職員に対して適正な事務処	
距離旅行命令書の残高)が一致しているかどう	理を行うよう周知徹底した。	
かを実際に数えてチェックすることとされてい		
るが,行っていなかった事例	エ 切手管理簿を現物に合わせて整	
(六甲アイランド高等学校,葺合高等学校)	理し、職員に対して今後適正な事務	
	処理を行うよう周知徹底した。	
イ 管理簿について,平成25年4月1日以降更		
新されていない事例	オ 現在は、事業系ごみ指定袋管理	
(六甲アイランド高等学校)	簿について物品管理者が押印してい	
	వ 。	
ウ プリペイドカード使用簿兼近距離旅行命令書		
について , カード受入年月日及びカード の記		
載や旅行命令欄に押印がなされていない事例		
(六甲アイランド高等学校,葺合高等学校,		
科学技術高等学校)		
エ 郵便切手について,別保管していた現物を管		
理簿に記載していなかったため管理簿と現物の		
数が合わない事例 (葺合高等学校)		
オ 事業系ごみ指定袋管理簿について,物品管理		
者の押印がなされていない事例		
(葺合高等学校)		

指摘の概要	措置内容	措置状況
通勤用車両の駐車許可を適正に行うべきもの	今後の手続き漏れを防止するた	措置済
部活動,研究調査,生徒見舞い等の用務のため	め、全職員に対して制度説明を再度	
職員が臨時で通勤用車両を学校敷地内に駐車する	行なうと共に事務担当者は制度を十	
にあたって,駐車許可申請がなされておらず許可	分理解した上で事務処理を行なうこ	
のないまま駐車していた事例があった。	とした。なお、書類の不備について	
(六甲アイランド高等学校 , 神港高等学校 ,	は修正し、駐車許可証又は駐車承認	
神港橘高等学校)	書を発行している。(六甲アイラン	
適正な手続きを行うべきである。	ド高等学校)	
	現在すべての駐車車両に通し番号	
	 で駐車許可書を発行し、車に表示し	
	ている。臨時の場合も、教頭より許	
	可書を発行し、事務室に報告するこ	
	とで職員室と連携し、手続きにもれ	
	が無いようにしている。(神港高等	
	学校,神港橘高等学校)	
前渡金・旅費口座の管理を適正に行うべきもの		
数種類の経費をまとめて前渡金・旅費口座から	 教職員課の旅費については、平成	77
出金したため,旅費について前渡金・旅費口座か	28 年度から、各月ごとに支出処理	
 ら出金した日及び金庫へ保管した日が不明である	 を行い、口座への入金時に遅滞なく	
 事例があった。 (教職員課)	│ │出金するとともに、出金当日に該当	
現金等管理マニュアルでは,支出となる現金に	 職員に手渡すこととしている。	
 ついては相手方への交付の前に複数人で検算する	また、平成 28 年度後半からは、	
こと,金庫等に常時保管している現金については	やむをえず数日間、現金を金庫で保	
毎日原則複数のものによる残高検算を行うことと	管するに至った場合には、庶務の担	
されている。	当者と係長とで残高を検算すること	
「現金の検算チェックシート」等を活用して,	としている。	
金庫内の現金を毎日複数人で数え,記録を残すべ		
きである。		
意見		措置済
(1) 通勤用車両の駐車許可について	臨時駐車の場合の許可書・承認書	
職員等が通勤用車両を学校敷地内に臨時で駐車	の作成漏れを防ぐため、平成 29 年	
する場合は,事前に許可申請をし,学校長の決裁	度より申請書と許可書・承認書を兼	
を得,許可書の交付を受けて,駐車するとマニュ	ねるよう、申請書の様式変更を行っ	
アルで手続が定められている。	た。	

平成28年度 財務定期監査(監査対象:教育委員会事務局)				
指摘の概要 	措置内容 	措置状況 		
しかし,事務が煩雑だとして,提出された申請				
書の決裁欄に押印はあるが、許可書の作成を行わ				
ず,使用者に許可書を交付していない学校が複数				
あった。				
現在の臨時許可書の様式について , 二枚複写				
(申請書と許可書)の様式を作成する, 教職員				
課作成の自動車等通勤届出票に校内臨時駐車の申				
請と許可の欄を設ける , 臨時駐車場使用簿を作				
成し,使用許可を受けた人に臨時駐車スペースご				
との許可書を交付し,交付を受けた人は校内駐車				
中は許可書をダッシュボードにおき,帰宅する際				
にはその許可書を学校へ返却するなど、簡易な方				
法を検討されたい。 (学校整備課)				
(2) 実行委員会方式の特別展について		措置方針		
現在,博物館では年4回特別展を実行委員会方	博物館も実行委員会の構成員とし			
式で行っている。この実行委員会は博物館と第三	て参画しており、従来から協定書に			
者から構成され,構成員が負担金を出し合い,業	基づき事務処理を行ってきたところ			
務を分担し,構成員が主体となって特別展の企画	である。			
及び実施を行っている。	ご意見の趣旨を踏まえ、他都市で			
実行委員会の協定書では,構成員は出資した負	同様に実施している特別展開催状況			
担金の割合に応じて入館料やグッズの収益を受け	等をよく調査したうえで、博物館条			
ることになっており,これに基づき実行委員会か	例に文言を加えることについて検討			
ら受け入れた収入は雑収入で計上している。	していく。			
上記協定書の取り決めに基づき,特別展の入館				
料収入は実行委員会の収入であり,神戸市博物館				
条例(以下「博物館条例」という。)第4条第2				
項の「特別展の入館料は,2,000 円の範囲内で教				
育委員会が定める。」の入館料ではないとして神				
戸市の収入には計上していない。また,実行委員				
会が特別展の入館料を私人に徴収委託している				
が,市の収入ではないとして地方自治法施行令第				
158 条第 2 項の告示及び公表をしていない。				
地方自治法第 244 条の 2 第 1 項は,公の施設の				
設置及びその管理に関する事項は条例で定めなけ				
ればならないとしており,管理に関する事項に				
は、公の施設の使用に関する事項を含むとされて				

指摘の概要	措置内容	描置状況 描置状況
いる。		
しかし,実行委員会が博物館を使用することに		
ついて,現在の博物館条例には明示がない。		
実行委員会が博物館で特別展を開催するにあ		
たっては,博物館条例に実行委員会が博物館を使		
用することについて明示すること等を検討された		
い。(博物館)		
(3) 現金を取り扱う際のリスク回避について		措置済
各小中学校の教育課程では外部講師を招聘し,	高額商品券を取り扱うことに関	
授業を行う「ゲスト・ティーチャー制度」を実施	し、盗難・紛失のリスク回避するた	
し,講師の実費は年3回,各学期末に実績に基づ	め、平成 29 年 3 月 31 日付で動産保	
いて商品券で支払うこととしている。	険に加入した。また、平成 29 年度	
平成 27 年度 3 学期分の商品券の購入について	からは、実績に基づき、予め相当数	
は , 一般支払では手続が間に合わないため資金前	の商品券を口座振替で購入するな	
渡の方法により支出し,321 万円という高額の現	ど、より適正で安全な事務処理を行	
金を出金し,店頭まで運び,321 万円相当の商品	うこととした。	
券を持ち帰っていた。		
高額な現金及び換金性のある商品券の運搬にか		
かる盗難や紛失のリスクの回避について検討され		
たい。 (生涯学習課)		
(4) スポーツ推進委員に対する報酬の支払について		措置方針
スポーツ推進委員に対する報酬は,資金前渡の	今後は、区の事務軽減及び速やか	
方法で支出し前渡金口座から各区のスポーツ推進	な精算の実施という観点から受領委	
委員連絡会の口座へ支払っている。その際には,	任状を取得するなどのより効率的な	
各区のスポーツ推進委員担当課長へ各スポーツ推	方法について検討していく。	
進委員の領収証書を回収するよう依頼文を送って		
เาอ.		
この方法では,毎年区役所の職員が領収証書を		
回収しなければならず手間である上,領収証書の		
回収が終わる年度末まで精算ができない。		
各推進委員から各区のスポーツ推進委員連絡会		
の口座へ報酬を振り込む受領委任状を取れば,領		
収証書は不要となり,連絡会の口座へ支払った時		
点で用務は終了し領収証書の回収を待たずに速や		
かに精算を行うことができる。		

指摘の概要	措置内容	措置状況
領収証書の回収に替えて,全スポーツ推進委員		
から受領委任状を受け取ること等を検討された		
い。 (スポーツ体育課)		
(5) 学校園の財務会計システムについて		措置方針
学校園における公金事務専用の財務会計システ	学校会計システムの更新は、事務	
ム(以下「学校会計システム」という。)は,導	効率化や経費削減の観点から見直し	
入から 30 年近くが経過しているが,当初の仕様	を行い、リース期限が満了する平成	
のまま利用している。そのため,事務処理に余分	29 年 9 月までに更新できるよう調	
な時間を要していると認められる事例や事務が煩	達を進めている。	
雑になっていると認められる事例があった。	また、今後、適正で円滑な会計処	
	理の観点から、新規システムの導入	
ア 発注書がシステムで作成できないため,手書	を含めて幅広く見直しを検討してい	
きやエクセルで発注書を作成するとともに,発	く予定である。	
注管理簿も同様に作成していた事例。		
イ 1 つの支出命令書に対し 1 名の債権者入力し		
かできないため,債権者が複数ある場合,債権		
者ごとに支出命令書を作成しなければならな		
かった事例。		
ウ 一度作成した支出命令書を複写することがで		
きないため,同一債権者への支払を行う際に毎		
回入力しなければならなかった事例。		
エ 備品購入のため 18 節(備品購入費)で支出		
命令書を作成した場合,学校会計システムと備		
品管理システムの連動が翌日になり,支出命令		
書の作成と同時には備品登録ができない。両シ		
ステムが連動した後は備品管理システム上に未		
登録の備品として金額に関わらずデータを保持		
することとなるが,未登録のデータを保持して		
いることをシステムが知らせてくれるような機		
能が付いていないため,備品登録を失念しない		
よう留意し、後日備品管理システムを立ち上げ		
て備品登録をしなければならなかった事例。		

指摘の概要 指摘の概要	措置内容	措置状況
オ 学校の備品購入にあたっては,学校が直接発		
注するのではなく学校整備課が発注する場合が		
ある。この場合,学校整備課では備品登録を行		
わず仮登録し,学校に仮登録終了の通知後学校		
で本登録を行っている。		
平成 28 年 4 月開校の舞多聞小学校にかかる		
備品を,平成 27 年度中に学校整備課で発注し		
たが,学校が開校しておらずシステムの所属		
コードもなかったため,平成 28 年 4 月になる		
までは備品登録ができず,平成 27 年度の備品		
台帳に記載されていなかった。また,100 万円		
を超える重要物品については,平成 27 年度の		
財産に関する調書にも記載されていなかった事		
例。		
過去の事業所等財務定期監査においても,シス		
テム改修することにより防止できる事例について		
指摘,意見してきた。		
監査で発見された事項の改善も含めて,学校園		
における事務処理の軽減化や適正かつ円滑な財務		
会計処理を目指し,幅広い視野から見直すなどに		
より,学校会計システムの改善を検討されたい。		
(学校整備課)		
(6) 文化環境保存区域内における届出について		措置済
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文	文化環境保存区域内における工事	
化環境の保全に関する条例では,文化環境保存区	中の建築物については、速やかに届	
域内において建築物その他の工作物の新築,増築	出を求め、平成 29 年 3 月 20 日に届	
又は改築を行おうとする者はあらかじめ教育委員	出を受理した。	
会に届け出なければならないとされている(第		
50 条第 1 項第 1 号)。		
しかし,現在工事中の建築物について届出がさ		
れていない事例があった。不足なく届出の提出を		
求め,文化環境の保全に努められたい。		
(文化財課)		

平成28年度 財務定期監査(監査対象:内部統制の実施状況) 措置状況 指摘の概要 措置内容 指摘事項 ア 統制活動関連 (ア) 契約手続の適正を確保するべきもの 措置方針 契約監理課による契約とするべきところ、所属 専決規程の「その他の契約事務」 の項目については,必要性等をふま において次のように副市長以下専決規程別表第2 にある「その他の契約事務」を適用していた事例 え,見直しを検討していく。 や調達を分割している事例があった。 専決契約は,専決規程に基づき各 契約の相手方が契約監理課の定める必要な書 部局の権限と責任で行われる契約で 類を提出しないため契約監理課で契約すること あり,契約監理課において,各部局 ができないとして、「その他の契約事務」を適 が契約事務を行うにあたって必要な 規定やマニュアル等の整備と、契約 用して局長決裁としていた。 新年度の組織改正については2月中旬まで確 事務の適正な執行に向けて相談,指 定せず,年度内履行を必要とする経理契約の要 導等を行って**いる**。 求書送付期限の平成 28 年 1 月 7 日までには引 契約監理課は,平成22年度に発 越の荷物量が確定せず,入札に必要な仕様を示 覚した不適正経理を受け,有識者か せないため,要求できる時期に制限のある経理 らなる経理適正化外部検証委員会の 契約はできないと考え、「その他の契約事務」 報告書(平成23年5月11日)にあ を適用して局長決裁としていた。 る「物品等の専決調達も含めた契約 新年度の組織改正については2月中旬まで確 事務総括部署の設置」に係る提案を 定せず,年度内履行を必要とする経理契約の要 受け,全市における契約事務の統括 部署として,平成24年4月1日に 求書送付期限の平成28年1月7日までには移 転に伴う備品の配置が確定せず、経理契約要求 設置したものである。 この提案の中でも ,「専決調達を 書送付期限が過ぎたため調達を3件に分割して

いた。

広告掲出が間に合わないため、「その他の契 約事務」を適用して局長決裁としていた。

そのほか契約監理課は,従来委託契約として執 行してきたもののうち,予定価格が 100 万円を 超え,業務内容を仕様書で具体的かつ一義的に明 示でき価格のみによる競争が可能なものについ て、「その他請負契約」として競争入札を実施す る方針(平成 25 年 12 月 26 日付通知「委託契約 等に関する取扱いの変更について」)を打ち出し 取り組んでいる。しかし,バス送迎業務などで入 札に移行せず委託業務にとどまっているものも

含む契約関連規定の整備や運用基準 の統一化及び適宜の規定改定や事務 処理の見直し,指導体制の充実,さ らには契約事務に関する事業者向け 対応の集約化,事務処理の状況把握 のために,責任をもって推進してい く総括となる部署を設置すべきであ る」とされており,提案の趣旨を踏 まえながら,統括部署としての機能 をより強化していくための具体的方 策について,引き続き検討してい

指摘の概要	措置内容	措置状況
# - #-		
あった。		
また、その他請負契約約款・委託契約約款では		
業務責任者の氏名,連絡先その他の必要な事項を		
書面により通知しなければならないとされている		
が、この提出のない事例が散見された。		
契約監理課は平成 24 年度から契約事務の統括		
部署として、それまでの経理契約だけでなく専決		
契約についても所管し、契約事務の適正性確保に		
努めているが,契約監理課の体制は従前のままで		
ある。契約監理課ではなく局で専決契約を処理し		
ていく方向を模索していくにしても考え方をしっ		
かり持ち、局での処理水準を確保していく取組が		
必要である。例えば業務責任者届については,何 		
が必要なのか再確認し必要に応じて,局での実施		
を確保するため雛形を示すことも考えられる。ま		
た入札による業者選定については,局にノウハウ 		
がないため,契約監理課がもつノウハウをマニュ		
アル化する,局に対して研修を行う,実施状況を		
確認するなどの支援方法が考えられる。		
全市的に契約手続が適正に処理されるよう体制		
を充実して,統括部署としての機能をより強化し 		
ていくべきである。		
(イ) 内部統制の所管を明確にして取り組むべきもの		
今後本格的に内部統制システムの確立が図られ	本市の組織は、自治体が担う非常	措置方針
ていくことになる。	に多種多様な業務に対して,効率	
所掌する事務は神戸市事務分掌規則に定められ	的・効果的に対応していくため,事	
るが,現状の財務事務だけをみても複数の管理部	務分掌を定め , それぞれの所管部署	
門にまたがるもの,全ての職場に関わるにもかか	がその権限の範囲で責任をもって業	
わらず統括する部署が不明なものがある。そのよ	務を行っている。しかしながら,時	
うな事務については,制度はあるが見直しがされ	代とともに求められる,又は果たす	
ていない,制度が検討されていないといった状態	べき業務の内容は変化していくもの	
に陥るリスクが高い。また、内部統制システムで	であり,それに適合していくことが	
発見された不備等を踏まえて新たな制度やルール	重要であると認識している。	
を作る際には、どこが中心となって動いていくの	内部統制においても,そのPDC	
かが決まらず,PDCAのサイクルが停止する恐	Aサイクルによる仕組みを効率的,	
れがある。	効果的に機能させていくことが重要	

指摘の概要	措置内容	措置状況
平成 27 年度から検討されている副市長以下専	と考える。	
決規程の手引きもいまだに庁内に周知されるに至	現在,国において地方自治体の内	
らない。	部統制制度を含む地方自治法の改正	
管理部門は責任をもって所管を明確にして,積	が予定されており,今後,その動向	
極的に内部統制システムの確立に取り組むべきで	にあわせ,本市における内部統制体	
ある。	制のさらなる充実に組んでいく。	
イ 内部統制上のルールの妥当性関連		
(ア) 財務事務を周知するべきもの		
財務事務については財務会計事務の手引きや新	財務会計事務の手引きの「起案	措置済
たな専決調達事務処理に関するマニュアル等で明	年月日」については,すでに「支出	
示し,周知を図っているところである。例えば契	命令書を作成した日。請求書受理	
約については,類型によって適用する専決規程や	後,速やかに支出命令書を作成する	
事務手続が異なり,適正な契約手続を確保するに	こと。」に修正済みである。	
は、適用される規程や手続方法をわかりやすく職	納品検査日の取扱について「専	措置済
員へ周知徹底する必要がある。	決調達事務処理Q&A」に追記し	
しかし,以下の事例があった。	た。(平成 29 年 5 月 1 日改正)	
財務会計事務の手引きでは P.124 に「起案年	また, プロパンガスの調達につ	措置済
月日:1.支出命令書の場合,請求書受理年月日	いては,都市ガスの小売全面自由化	
が起案年月日となる。」, P.126 に「請求書受理	を受け,現行の専決規程に基づき専	
日:1.請求書を受理した日。2.「政府契約の支	決契約で調達することや , 業者選定	
払遅延防止等に関する法律」の起算日であ	にあたっては見積合せなど競争性の	
る。」とされているため,支出命令書の請求書	ある選定方法を実施すること,あわ	
受理日について全て支出命令書の起案日と同じ	せてガス供給契約は長期継続契約の	
日としていた事例。	対象となることについて,平成 29	
納品検査と納期限の関係を明記したマニュア	年2月28日に契約監理課長名で全	
ル等がないため,履行期限内に納品検査や履行	庁に通知するとともに,同5月に	
確認は行わなければならないと誤解し,納期限	「専決調達事務処理Q&A」に追記	
後に提出された納品書の検査日を納期限日に	した。	
遡って記載していた事例。	職員旅費については,誤った取	措置方針
プロパンガスや熱媒体(冷水及び蒸気)の調	扱が行われることがないよう , 周知	
達にあたり,一般会計等の節及び細節の統一に	を図っていく。	
関する資料によると暖房用等の庁舎燃料は燃料		
費で執行するものとされているが,副市長以下		
専決規程別表第2の金額の制限なく課長で調達		
できるというガス使用料の規定を適用した事		
例。		

平成28年度 財務定期監査(監査対象:内部統制の実 指摘の概要	措置内容	措置状況
職員を出張させるにあたり,所属において旅		
行会社に対し航空券や宿泊先等の手配を依頼		
し,当該職員の旅行命令書の旅費を記載する欄		
に航空賃,宿泊料,日当等を記載し,その合計		
額の領収印を当該職員が押していたが,実際は		
旅行会社へ依頼した航空券や宿泊先等の経費は		
当該職員へ支給せず旅行会社へ支払い,残りの		
日当のみを当該職員へ支給していた事例。		
適正な財務事務の運用を図るため,事務処理に		
ついては手引き等に明確に記載して周知するべき		
である。		
(イ) 資金前渡に係るリスクの具現化を防止するべき		
もの		措置方針
資金前渡による支出について,以下の事例が	資金前渡について,各所属におい	
あった。	て適正に事務が執行されるよう,	
各学校園で物品調達等を行う学校運営費前渡	ルールの周知を図っていく。	
金は,学校園長が物品調達等を行い債権者への		
支払も行うが,契約規則で定める物品検査員と		
立会人による納品検査を行わず,納品検査調書		
も作成していなかった事例。		
講師へ実費弁償費を商品券で支払うにあた		
り,商品券を購入するために 321 万円の現金を		
店頭まで運び,同額の商品券を持ち帰っていた		
事例。		
前渡金管理者は交付を受けた資金について,単		
に保管出納するにとどまらず,契約等の債務の負		
担や支払の意思決定について長の職務を行い,支		
払について会計管理者の職務を行う。支出負担行		
為は長が行う支出負担行為同様に契約規則等の契		
約上のルールを遵守し,支出の際には当該支出負		
担行為が法令等に違反していないか等の審査を自		
ら行うこととなる。		
事例 は,物品調達の納品検査について定めら		
れている契約上のルールが適用されるが,独自の		

指摘の概要	措置内容	措置状況
要綱や手引により運用している。一方,事例		
は,専決規程上の「謝金その他これに類するも		
の」に該当するため,物品調達に該当せず,契約		
上のルールは適用されない。		
資金前渡においても,契約上のルールが適用さ		
れる契約についてはルールを遵守しなければなら		
ないことを知らなければ,例えば入札が必要な契		
約について前渡金管理者による随意契約を締結す		
る等,ルールと異なる契約事務を行うリスクがあ		
る。また,会計規則で資金前渡できるとされる経		
費の資金について,現在の会計規則では金額の制		
限がないため無制限で前渡金管理者に交付するこ		
とができるため,現金事故が起きるリスクもあ		
る。交付される金額が高くなると,契約上のルー		
ルに抵触するリスクも高くなる。		
会計規則上認められる資金前渡について,無制		
限に資金前渡を行うのではなく前渡金管理者に交		
付することができる金額に上限を定めることや,		
前渡金管理者には支出負担行為を行わせず正当債		
権者への支払だけを行わせるなどのルールの検討		
を行い,これらのリスクの具現化を防止するべき		
である。		
(ウ) 小修繕制度について再確認するべきもの		
平成 29 年 4 月から予定価格 250 万円以下の少	ご指摘のうち,少額工事における	措置方針
額工事については課長専決を認める副市長以下専	課長専決の拡大については,発注ま	
決規程等の施行を予定している。同じ副市長以下	での期間の短縮や,工事関係の手続	
専決規程別表第2には「請負 その他 契約」に	等の簡素化による事務負担の軽減を	
「建物,設備又は構築物の保繕又は小改修に係る	見込んで,実施するものであり,エ	
もの」(小修繕)があり,特定局長に 250 万円ま	事請負契約のうち自治法施行令の限	
での実施が認められている。	度額である 250 万円以下のものを課	
小修繕の執行の中には,効用の増加している事	長専決で行えるように改めるもので	
例や , 増設している事例があった。予算科目の位	ある。	
置づけそのものは地方自治法施行規則第 15 条第	今後,小修繕制度との重複につい	
2 項に定めがあるが一応の目安とされている。	ては、ご指摘の点も踏まえながら、	
工事については歳出予算科目に無関係に建設業	適切に実施されるよう,関係部署と	
法の適用があるほか,地方自治法施行令別表第5	も協議しながら,周知を図ってい	

平成28年度 財務定期監査(監査対象:内部統制の実 「	.他状况) 	
指摘の概要	措置内容	措置状況
で工事又は製造の請負は 250 万円まで随意契約が	<.	
可能とされ,その他請負は 100 万円まで随意契約		
が可能とされている。小修繕は随意契約が可能で		
あることから 250 万円まで特定局長に専決権が与		
えられており,小修繕と少額工事は,対象が重複		
するうえに専決権者が異なることになる。また神		
戸市では規則によって工事を施工できる所属を特		
定してきたが少額工事が課長共通で施工できると		
この考え方との間に齟齬を来たす。少額工事につ		
いては,今後工事監査の対象としてその実施状況		
を確認していくことも考えられる。		
小修繕制度については制度の必要性などを再確		
認して整合性について検討するべきである。		
(I) 物品管理台帳作成について再確認するべきもの		
物品については,神戸市物品会計規則第8条第	ご指摘のうち, 物品管理台帳と	措置方針
1 項により物品管理簿に記載しなければならず,	ハードウェア台帳の連携等について	
第3条により備品,消耗品,郵便切手類等に区分	は,将来的に,財務会計システムを	
整理されている。備品については財務会計システ	再構築する際に,仕様を統一し両台	
ムにより備品管理簿を作成して管理されている。	帳が連携するようなことも検討でき	
平成 23 年度にも同様の事例があったが,専	ないか,関係部局とも協議してい	
用システム用パソコンを所属で購入し,情報化	く。物品管理台帳への記載について	
推進部へハードウエア台帳の届けを提出したこ	は,各所属に漏れのないよう今後も	
とをもって備品登録が終了したと勘違いして,	注意喚起していく。	
所属の備品台帳への記載を失念していた事例が	また, 物品会計規則第9条括弧	措置済
あった。	書きにある除外規定については,平	
物品管理台帳とハードウエア台帳は,整備の趣	成 29 年4月1日付で規則を改正	
旨が異なるというものの,事務処理の効率化の観	し,同規則第3条第2号に規定する	
点から台帳の統合等について検討し,将来的に仕	消耗品についてはすべて物品管理簿	
様を統一し両台帳が連携することや支出命令書作	の記載を省略できることとした。ま	
成時にシステムで自動作成されること等を検討す	た,平成 29 年 3 月 22 日付所属長あ	
るべきである。	て通知「物品管理基準の一部改正に	
	ついて (通知)」により周知した。	
物品会計規則第9条に物品管理簿の作成を省		
略できる場合を定めているが,同規則第3条第		
2 号工に掲げるものは除くとされていることか		
ら,事務取扱要綱の物品整理区分表1備品に例		

平成28年度 財務定期監査(監査対象:内部統制の実 	〖施状況) □	
指摘の概要	措置内容	措置状況
示されている物品で取得価格が2万円未満のも		
のについては管理簿で管理することになる。し	!	
かし,消耗品管理簿の作成を義務付ける通知等	!	
は学校園を除いて出されておらず,消耗品管理	!	
簿を作成していない事例があった。	!	
物品の分類方法と分類基準等については,地方		
公共団体において適宜分類しても差し支えないこ	!	
ととされており(行政実例昭和 38 年 12 月 19		
日),「普通地方公共団体の財務に関し必要な事項	!	
は,規則でこれを定める(地方自治法施行令第	!	
173 条の 2)」とされている。消耗品の管理簿への	!	
記載については市として重要かどうかの視点から		
改めて必要性を検討するべきである。		
(オ) 外部団体現金の決算報告書に係る処理基準を示		
すべきもの	!	
外部団体現金については準公金会計処理要綱に	ご指摘の「準公金のうち,外部団	措置済
基づき取り扱っているが , 要綱は主に現金の取扱	体現金に係る現金の範囲,未収金,	
いを定めており会計処理に関する定めはない。	未払い金の取扱等にかかる処理基準	
平成 27 年度も同様の事例があったが, 平成 28	の明示化」については,外部団体の	
年度にも 現金等の収入・支出や予算の編成等を	会計処理に関しては,まずは当該外	
定める規程を持たず,準公金会計処理要綱により	部団体で定められたルールが適用さ	
会計処理を行っている団体において,定時総会で	れるものと考えるが,会計処理に関	
の収支決算報告に際し, 釣銭用現金として常時現	するルールが策定されていない外部	
金で保管している2万円を計上せず,通帳残額の	団体も多く見受けられるため、標準	
みを計上していた事例 , 規約には会計期間は 4	的な考え方と現金管理簿等の財務諸	
月1日から翌年3月31日とし , 出納整理期間に	表への記載例等を手引きに追加する	
ついて記載がない団体において , 平成 27 年度歳	とともに,研修等により周知した	
入歳出決算書と通帳を確認したところ,平成 28	(29年5月)。	
年4月1日から平成 28 年5月9日までを出納整		
理期間として平成 27 年度の未収未払を整理して		
いたため,決算書の翌年度繰越額と平成 28 年 3 月		
31 日の通帳金額が合致しなかった事例があっ		
た。		
外部団体現金の取扱いは「外部団体の規程等」		
により現金等の収入及び支出等を行うことになっ		

平成28年度 財務定期監査(監査対象:内部統制の実施状況)			
指摘の概要	措置内容	措置状況	
ているが,財務規程がない外部団体についても標			
準的な処理ができるように,外部団体等の会計に			
おける現金の範囲,未収金,未払金の取扱いな			
ど,決算処理と決算書の作成について,手引き等			
で処理基準を示すべきである。			
(カ) 指定管理施設の適正な管理体制の確保を検討す			
るべきもの			
指定管理者が管理する施設の報告書において,	「公の施設の指定管理者制度運用	措置済	
仕様書上保全等の報告を課していないものや,法	マニュアル」において、法令点検、		
令点検 , 定期点検を実施したかどうか記載のない	定期点検において不良箇所が発見さ		
ものがあった。	れた場合は、保全業務に関する報告		
法令点検,定期点検の点検業務には,昇降機,	書の提出期限に関わらず、指定管理		
消防用設備,換気設備,排煙設備,水槽の水質検	者に当該不良箇所とその対応状況を		
査など,利用者の身体,生命,健康に関わる検査	市へ速やかに報告させ、施設・設備		
業務が含まれていることから,不良箇所等がある	の状況を把握すべきことを追記し		
場合は速やかな対応が必要とされるものもあり、	た。		
万が一,事故が発生した場合は,指定管理者はも			
とより施設設置者についても,その責務を果たし			
たか責任を問われるところである。			
所管課は毎年度終了後,管理運営点検及び施			
設・設備維持管理チェックを実施することとなっ			
ており,法令点検,定期点検については報告書等			
により点検内容や対応措置等が適切か確認しなけ			
ればならない。所管課がチェックする際に,法令			
点検,定期点検で発見された不良箇所と対応状況			
の報告があれば,何も無い状態で点検報告書を点			
検する場合と比較して、より合理的にチェックす			
ることができる。			
法令点検、定期点検で不良箇所が発見された場			
合は当該不良箇所とその対応状況を速やかに報告			
するなど,施設の適正な管理体制の確保を促す方			

法を検討するべきである。